

令和6年4月11日

報道関係者 各位

令和6年島原半島文化賞受賞者の決定について

標記の件について、下記のとおりお知らせします。

記

1、令和6年受賞者（団体2件）

島原男声合唱団 Yoi-Doure <島原市>
いさりび諧句クラブ <島原市>

2、授賞式 名称 第42回島原半島文化賞授賞式

とき 5月11日（土） 午前10時

ところ 島原文化会館中ホール

備考 宮崎康平賞小中高生文芸コンクールと同時開催

3、受賞者の概要 別紙参照

4、参考資料 島原半島文化賞運営要領（別添）

5、その他

昭和58年から令和5年までに個人52件、団体29件が受賞。

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原半島文化賞運営委員会事務局

（島原市教育委員会社会教育課）

社会教育文化班 担当：帯田

電話：0957-68-5473

E-mail：shakyo@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

令和6年島原半島文化賞受賞者（内容は推薦書の抜粋）

1. 受賞者及び種別：いさりび諧句クラブ（いさりびかいぐらぶ）「団体」

（1）代表者：主宰 松下 富士子

（2）住 所：島原市

（3）発足年：昭和52年

（4）推薦理由

①島原半島定着の諧句の団体として自立的に活動し、島原新聞文芸欄で作品を発表している。

②月に1回の月例会に加え、島原市民文化祭俳句大会、花見句会を開催している。

なお、いさりび諧句クラブの主宰 松下 富士子 様は、個人として、平成12年島原半島文化賞を受賞されています。

（5）島原半島文化賞運営要領該当事項

第2条第2項ウ 芸術文化の振興に関する活動



いさりび諧句クラブ提供

令和6年島原半島文化賞受賞者（内容は推薦書の抜粋）

2. 受賞者及び種別：島原男声合唱団 Yoi-Doure（しまばらだんせいがっしょうだん よいどーれ）
「団体」

(1) 代表者：会長 上田 記久雄（うえだ きくお）

(2) 住 所：島原市

(3) 発足年：平成11年

(4) 推薦理由

①島原半島唯一の男声合唱団で、結成から令和5年11月まで、186回856曲の歌声を多くの人々に届け、感動を広げている。

②オペラ公演、長崎居留地まつり、県民音楽祭など、数々の大舞台に出演。単独コンサートは、これまで4回開催。福祉施設等での出前コンサートも行っている。

(5) 島原半島文化賞運営要領該当事項

第2条第2項ウ 芸術文化の振興に関する活動



（島原市提供）



令和5年4月 第27回Spring Concert

（島原市提供）

島原半島文化賞運営要領

1. 目的

この要領は、宮崎康平氏の生前における活躍とその功績を後世に永く顕彰するため、島原半島における文化の向上に寄与した個人又は団体に島原半島文化賞（以下「文化賞」という。）を贈ることとし、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 文化賞の対象及び基準

(1) 文化賞の対象となる者は、島原半島において文化活動の発展のため著しい活動と貢献のあった個人又は団体の中から毎年2件以内とする。

(2) 文化賞の対象となる活動は、次のとおりとする。

ア 伝統文化の継承及び保存に関する活動

イ 地域文化の創造及び振興に関する活動

ウ 芸術文化の振興に関する活動

エ 国際文化交流に関する活動

オ その他特に表彰に値すると認められる活動

(3) 文化賞の表彰基準は、原則として3年以上の活動実績があり、現在も活動を継続しているもので次のいずれかに該当するものであること。

ア 活動に継続性があり、地域の文化活動として今後とも地域に根ざすことが期待できること。

イ 活動内容に創意があり、他に類似するものがないか、又は先駆的であること。

ウ 活動を通じて地域住民の文化活動の活性化に影響を与え、地域の文化活動の模範となることが期待できること。

3. 表彰の方法

表彰は、宮崎康平賞小中高生文芸コンクール表彰式式場において行うものとし、被表彰者には、賞状及び記念品を贈与する。

4. 運営委員会

(1) 文化賞の運営に関する重要な事項を審議するため、島原半島文化賞運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- (2) 運営委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。
- (3) 委員長及び委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもつて充てる。
- (4) 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- (5) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5. 候補者の推薦

島原市、雲仙市及び南島原市の社会教育課又は生涯学習課は、第 2 項の規定に該当する個人又は団体で表彰するに価するものがあると認めるときは、島原半島文化賞（個人）推薦書（様式第 1 号）又は島原半島文化賞（団体）推薦書（様式第 2 号）に必要な書類を添付し、運営委員会に提出するものとする。

6. 表彰の審査会

- (1) 表彰を受けるべきものの審査及び決定並びに表彰に関する重要な事項を審議するため、島原半島文化賞審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- (2) 審査会は、委員長及び委員をもつて組織する。
- (3) 委員長及び委員は、別表第 2 に掲げる職にある者をもつて充てる。
- (4) 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- (5) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7. 運用

文化賞の運用は、宮崎康平碑建設実行委員会及び有志者から寄せられた浄財を原資として運用するものとする。

8. 庶務

運営委員会及び審査会の庶務は、島原市教育委員会社会教育課において処理する。

9. 委任

この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

10. その他

この要領は、令和 3 年の文化賞から適用する。

別表第 1（第 4 項関係）

	職名	備考
1	島原市長	委員長
2	雲仙市長	委員
3	南島原市長	委員

別表第 2（第 6 項関係）

	職名	備考
1	宮崎康平碑の会代表	委員長
2	島原文化連盟委員長	委員
3	雲仙市文化連盟会長	委員
4	南島原市文化協会会長	委員
5	島原新聞社代表	委員
6	島原市市政記者クラブ 審査会開催月の幹事	委員
7	島原市市政記者クラブ 審査会開催月の前月の幹事	委員
8	島原市市政記者クラブ 審査会開催月の前々月の幹事	委員
9	島原市教育長	委員
10	雲仙市教育長	委員
11	南島原市教育長	委員

様式第 1 号（第 5 項関係）

島原半島文化賞（個人）推薦書

現 住 所			
氏 名			
生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	職 業
過去の受賞歴			
推 薦 理 由			

島原半島文化賞運営委員会委員長 様

年 月 日

推薦者氏名



様式第2号（第5項関係）

島原半島文化賞（団体）推薦書

団体の所在地	
団体の名称	
代表者の役職 及び氏名	
推薦理由	
参考事項	

島原半島文化賞運営委員会委員長 様

年 月 日

推薦者氏名

印